

第6章 課程修了の認定及び学位

(修士課程、博士前期課程の修了要件)

第22条 修士課程又は博士前期課程の修了の要件は、本大学院に2年以上在学し、当該研究科所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項に規定する特定の課題についての研究成果の内容及び審査に関しては、別に定める。

(博士課程の修了要件)

第23条 博士課程の修了の要件は、博士課程に5年（修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、当該研究科所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、博士課程に3年（修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 前条第1項ただし書きの規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者の博士課程の修了の要件については、前項中「5年（修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「修士課程又は博士前期課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年（修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「3年（修士課程又は博士前期課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 前二項の規定にかかわらず、本学則第29条第3号から第6号の規定により、本大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は同条第2号に定める専門職学位課程を修了した者が、博士課程の後期3年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、当該課程に3年（法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究

業績をあげた者については、本大学院に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

（専門職学位課程の修了要件）

第23条の2 専門職学位課程の修了の要件は、専門職大学院に2年（又は1年以上2年未満として定めた期間）以上在学し、当該専門職大学院所定の単位を修得することとする。

（最長在学年限）

第24条 本大学院における最長在学年限は次のとおりとする。

- (1) 修士課程又は博士前期課程においては4年とする。
- (2) 博士後期課程においては6年とする。
- (3) 専門職学位課程においては4年とする。

（修士学位の授与）

第25条 本大学院の修士課程又は博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 前項の学位の授与は神奈川大学学位規程の定めるところによる。

（課程による博士学位の授与）

第26条 本大学院の博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

2 前項の学位の授与は神奈川大学学位規程の定めるところによる。

（論文提出に基づく博士学位の授与）

第27条 前条の規定に関わらず、論文を提出して論文の審査に合格し、かつ、大学院博士課程の修了者と同等以上の学識があることが確認された場合には、本学学位規程の定めるところにより、博士の学位を授与することができる。

（学位論文提出のための在学延長）

第27条の2 本大学院の修士課程又は博士前期課程又は博士後期課程において学則第3条各項に定める期間在学し、所定の単位を修得した者が、学位論文提出のため引き続き在学を希望するときは、当該研究科委員会の議を経て在学を許可することができる。

2 前項の在学期間は、学則第24条各号に規定する最長在学年限を超えることはできない。

3 第1項の手続きをしなかった者は、学期末又は学年度末をもって退学した者として取り扱う。

(専門職学位の授与)

第27条の3 本大学院の専門職学位課程を修了した者には、専門職学位を授与する。

2 前項の学位の授与は神奈川大学学位規程の定めるところによる。